

意見書案第 21 号

比例代表のみの定数削減に反対し、選挙制度全体の丁寧な議論を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出します。

令和8年10月5日

大津市議会議長

川 口 正 徳 様

提 出 者 佐 藤 弘
杉 浦 智 子
改 田 勝 彦
林 ま り

比例代表のみの定数削減に反対し、選挙制度全体の丁寧な議論を求める意見書

令和8年6月24日、衆議院議員の定数削減に関する法律案が衆議院に提出された。同法案は、衆議院議長の下に設けられた各会派による選挙制度に関する協議会において1年以内に結論が得られない場合には、比例代表の定数のみを45議席削減し、現行の176議席から131議席とする措置を定めるものであり、第221回特別国会では成立に至らず、継続審議となっている。

主権者である国民の厳しい視線に応え、国会議員の定数の在り方や議会改革について国会で議論を尽くすことの必要性は、十分に理解するものである。政治に対する国民の信頼を回復するため、真摯な検討が行われること自体は極めて重要であると認識している。

しかしながら、多様な民意の反映を担う比例代表の定数のみを削減することには、議会制民主主義の観点から賛同することはできない。現行の小選挙区比例代表並立制は、平成の政治改革において、民意を集約する機能を持つ小選挙区と、得票に応じて議席を配分し幅広い民意を反映する比例代表との均衡をめぐり、与野党が長期間にわたって議論を重ねた末に、両者の定数を3対2の割合とすることで合意し、導入されたものである。小選挙区は多数派に議席が集中しやすく多くの死票を生む一方、比例代表は、小選挙区ではすくい上げることが難しい少数意見や、福祉、環境など様々な分野の声を国会に届ける基盤となっている。比例代表の定数のみを約4分の1削減すれば、衆議院の総定数に占める比例代表の割合は約38%から約31%へと低下し、この均衡が大きく崩れることとなる。その結果、民意と議席の乖離が拡大し、政治の多様性が損なわれるなど、選挙制度の性格そのものを変えてしまうおそれがある。

選挙制度の見直しは、単なる数の削減を自己目的化すべきものではない。国民の価値観が多様化し、多党化が進む今日にあっては、民意をできる限り正確に反映する選挙制度はどうあるべきかという観点に立ち、令和7年国勢調査の結果に基づく選挙区の改定も控える中において、小選挙区制の課題や一票の格差の問題も含めた選挙制度全体の構造的な見直しと一体で、定数の在り方を議論すべきである。

また、選挙制度は議会制民主主義の根幹をなすものであり、全ての政党・政治家に共通するルールである。あらかじめ削減数と期限を定め、協議が整わなければ自動的に定数を削減するという手法は、熟議を尽くすべき立法府の在り方にそぐわず、各党・各会派の幅広い合意に基づいて結論を得るべきである。

よって、国会及び政府においては、下記の事項についての対応を強く求める。

記

- 1 比例代表の定数のみを削減する措置を見直し、多様な民意や少数意見の国政への反映を損なう方法をとらないこと。
- 2 衆議院議員の定数の在り方については、数の削減ありきではなく、小選挙区制の課題や一票の格差の問題を含め、選挙制度全体の構造的な見直しと一体で丁寧に検討すること。
- 3 一定の期限までに結論が得られない場合に定数を自動的に削減する手法によらず、衆議院選挙制度に関する協議会において熟議を尽くし、各党・各会派の幅広い合意に基づいて結論を得ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 8 年 10 月 5 日

大津市議会議長 川 口 正 徳

内閣総理大臣

総務大臣

衆議院議長

参議院議長 あて